

宮崎日仏文化交流協会会則

(改正 2012年5月13日)

第1章 名称及び事務局

- 第1条 本会は宮崎日仏文化交流協会と称する
- 第2条 本会の事務局を宮崎市に置くものとする

第2章 目的及び事業

- 第3条 本会は宮崎県とフランス及びフランス語圏諸国の親善、理解、文化交流、及び会員相互の情報交換や親睦を図ることを目的とする
- 第4条 前条の目的を達成するため下記の事業を行う
 1. 講演会、研究会、講習会など
 2. 音楽会、展覧会、映画会、パーティなど
 3. フランス及びフランス文化圏出身者との交流
 4. 国内の日仏協会及びフランスの日仏協会との交流
 5. その他本会の目的達成に必要とする事業

第3章 運営

- 第5条 本会の運営は、世話人で構成される世話人会（最低4名）で行い、本会を総括する代表世話人1名を置く
- 第6条 会計は、世話人中より1名選出する
- 第7条 会計監査は、世話人会以外の会員から2名選出する
- 第8条 世話人の任期は2年として、再任を妨げない
- 第9条 次期世話人選出（自薦他薦を問わない）については、任期終了年度の2月末日までに世話人会で行い、総会で承認を得る

第4章 構成

- 第10条 本会は個人会員と法人会員及び特別会員で構成する
- 第11条 年会費は個人会費3,000円（学生1,000円、家族会員は2人目より1,500円）、法人会費は一口10,000円とする
- 第12条 一旦入金された会費はいかなる理由でも返還されない
- 第13条 本会の会員は、第3条の目的に賛同する個人または団体を対象とする
- 第14条 県外、国外在住者、海外への留学生、さらに宮崎県に在住するフランス及びフランス語圏出身者を本会の特別会員とする
特別会員は代表世話人の承認を必要とする
特別会員は年会費を免除する

- 第 15 条 会員の資格は次の場合に失われる
 - 1.本人からの申し出があった場合
 - 2.年会費を一年以上滞納し、事務局からの勧告通知より3ヵ月を経ても会員として継続する意思を表明しなかった場合
 - 3.世話人会において決定された場合

第 5 章 総会及び世話人会

- 第 16 条 総会は本会の最高決議機関であり、会議は会員の過半数により成立する（委任状を含む）年1回以上開催し、一般報告および活動報告をする
- 第 17 条 世話人会は年2回以上必要に応じて開くものとする

第 6 章 資産

- 第 18 条 本会の資産は会員の会費、寄付及び事業収益などからなり、本会の経費に充当して、世話人会がこれを管理する
- 第 19 条 本会の会計年度は4月1日より翌3月31日とする

第 7 章 附則

- 第 20 条 本規約は総会出席者数の過半数（委任状を含む）の承認をもって改定することができる
- 第 21 条 本規約は平成 22 年 4 月 1 日より実施する
- 第 22 条 会計年度 6 ヶ月を過ぎた時点での入会については、その年の年会費を半額とする

[会員の特典]

- 個人会員（特別会員を含む）

各事業への参画または参加ができる。会員専用の催し物への参加、一般公開の催し物では会員特別会費での参加、各講習会への優先申込ができ、協賛企業による各種サービスの利用などが受けられる。
- 法人会員
フランス文化関係の催事を協会と共同開催することができる。法人名を協会ホームページに掲載し、企業サイトにリンクすることができる。法人会員は3名まで会員料金で催事に参加できる。